

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

[記載要領]

評価書番号	評価書名

この記載要領は令和3年8月25日公布の特定個人情報保護評価指針(以下「指針」という。)に沿ったものです。今後、個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)により改訂される可能性があることにご留意ください。

・評価書番号は、特定個人情報保護評価計画管理書(以下「計画管理書」という。)の「評価書番号」欄に記載する番号と同じものを記載してください。
 ・評価書名には、特定個人情報保護評価(以下「評価」という。)の対象の事務の内容が分かる名称を記載してください。事務やシステムの名称をそのまま用いる必要はなく、実態に応じて、評価書の内容を推察できる名称としてください。
 ・評価対象の事務の実施をやめるなどした場合は、評価書名に続けて事務の実施をやめるなどした日を【〇年〇月〇日終了】と記載してください。事務の実施をやめるなどした日から少なくとも3年間は評価書を公表しておく必要があります。

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
特記事項	

評価の結果、評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言してください。

評価対象の事務において評価実施機関が実施しているリスク対策のうち、特に力を入れて取り組んでいること等、特記して一般に向けて積極的に情報提供したいものがある場合は、記載してください。特記すべきものがなければ、「なし」又は無記入で構いません。

評価実施機関名

・評価書を提出する評価実施機関の名称を記載してください(例: 〇〇大臣、〇〇庁長官、〇〇県知事、〇〇市長、〇〇市教育委員会、独立行政法人〇〇等)。
 ・評価実施機関(評価対象の事務について評価の実施が義務付けられる者)が複数存在する場合は、取りまとめの評価実施機関が評価書を作成・提出するとともに、「Ⅰ 6. 他の評価実施機関」に取りまとめ以外の全ての評価実施機関の名称を記載してください。

公表日

・評価の実施・再実施又は評価書の修正に伴い評価書を公表する日を記載してください。
 ・評価書の記載内容は、原則として、公表日時点のものとしてください(「Ⅱ 1. 対象人数」及び「Ⅱ 2. 取扱者数」を除く。)。事前評価という評価の性質上、公表日時点での想定に基づいて記載することになります。

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称		
②事務の概要		
③システムの名称		
2. 特定個人情報ファイル名		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠		
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署		
②所属長の役職名		
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先		
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先		

評価対象の事務の名称を記載してください。計画管理書の「事務の名称」欄に記載する名称と同じものを記載してください。

評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容を記載してください。

評価対象の事務において使用するシステムの名称を記載してください。計画管理書の「システムの名称」欄に記載する名称と同じものを記載してください。

・評価対象の事務において取り扱う特定個人情報ファイルの名称を記載してください。正式な名称がない場合は、主な記録項目、事務を実施する上での使用目的等に基づく名称を作成し、記載してください。データベース名などで構いませんが、特定個人情報ファイルの内容を推察できる名称としてください。
・複数の特定個人情報ファイルを取り扱う場合は、全ての特定個人情報ファイルの名称を記載してください。

評価対象の事務において個人番号を利用する法令上の根拠を記載してください。番号法別表第一の事務については、別表第一の項の番号を記載してください（主務省令の名称及び条項を記載する必要はありません。）。別表第一以外の番号法の規定、住民基本台帳法第7条等の番号法以外の国の法令の規定又は番号法第9条第2項に基づく条例の規定を根拠とする場合は、法令名及び条項を記載してください。評価実施時に条例が制定されていない場合には、「〇〇に関する条例案」等と記載しても構いません。条例制定後、必要に応じて、評価書の修正又は評価の再実施を行ってください。

・情報提供ネットワークシステムによる情報連携を実施するか否かを選択してください。主務省令が制定されていない等の理由により、評価実施時点で情報連携を実施するか否かを決定できない場合は、「未定」を選択し、決定した後に評価書を修正し、再提出するよう努めてください。
・法令上の根拠には、情報提供ネットワークシステムによる情報連携ができる根拠規定を記載してください。根拠規定の記載について、番号法第19条第8号に基づく情報連携を行う場合は、別表第二の項の番号を記載してください（主務省令の名称及び条項を記載する必要はありません。）。条例に基づく独自事務について情報連携を行う場合は、番号法第19条第9号と記載してください。
※情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供ができる根拠規定及び照会ができる根拠規定を区別して記載してください。

・評価の実施を担当する部署の名称及び所属長の役職名を記載してください。部署については、計画管理書の「担当部署」欄に記載する部署名と同じものを記載してください。
・（計画管理書の表紙に記載した）評価実施機関において実施する評価に関連する全ての事務の取りまとめを担当する部署ではなく、評価対象の事務に知見を有し、実際に評価を実施する部署です。複数の部署が共同で評価を実施する場合は、複数の部署の名称、所属長の役職名を記載してください。

評価実施機関（評価対象の事務について評価の実施が義務付けられる者）が複数存在し、取りまとめの評価実施機関が評価書を作成・提出する場合に、取りまとめ以外の全ての評価実施機関の名称を記載してください。

特定個人情報に関する開示・訂正・利用停止請求を受理する部署の名称、住所、電話番号等を記載してください。

特定個人情報ファイルの取扱いに関して問合せをする際の連絡先の部署の名称、住所、電話番号等を記載してください。

評価対象の事務の名称を記載してください。計画管理書の「事務の名称」欄に記載する名称と同じものを記載してください。

評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容を記載してください。

評価対象の事務において使用するシステムの名称を記載してください。計画管理書の「システムの名称」欄に記載する名称と同じものを記載してください。

・評価対象の事務において取り扱う特定個人情報ファイルの名称を記載してください。正式な名称がない場合は、主な記録項目、事務を実施する上での使用目的等に基づく名称を作成し、記載してください。データベース名などで構いませんが、特定個人情報ファイルの内容を推察できる名称としてください。
・複数の特定個人情報ファイルを取り扱う場合は、全ての特定個人情報ファイルの名称を記載してください。

評価対象の事務において個人番号を利用する法令上の根拠を記載してください。番号法別表第一の事務については、別表第一の項の番号を記載してください（主務省令の名称及び条項を記載する必要はありません。）。別表第一以外の番号法の規定、住民基本台帳法第7条等の番号法以外の国の法令の規定又は番号法第9条第2項に基づく条例の規定を根拠とする場合は、法令名及び条項を記載してください。評価実施時に条例が制定されていない場合には、「〇〇に関する条例案」等と記載しても構いません。条例制定後、必要に応じて、評価書の修正又は評価の再実施を行ってください。

・情報提供ネットワークシステムによる情報連携を実施するか否かを選択してください。主務省令が制定されていない等の理由により、評価実施時点で情報連携を実施するか否かを決定できない場合は、「未定」を選択し、決定した後に評価書を修正し、再提出するよう努めてください。
・法令上の根拠には、情報提供ネットワークシステムによる情報連携ができる根拠規定を記載してください。根拠規定の記載について、番号法第19条第8号に基づく情報連携を行う場合は、別表第二の項の番号を記載してください（主務省令の名称及び条項を記載する必要はありません。）。条例に基づく独自事務について情報連携を行う場合は、番号法第19条第9号と記載してください。
※情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供ができる根拠規定及び照会ができる根拠規定を区別して記載してください。

・評価の実施を担当する部署の名称及び所属長の役職名を記載してください。部署については、計画管理書の「担当部署」欄に記載する部署名と同じものを記載してください。
・（計画管理書の表紙に記載した）評価実施機関において実施する評価に関連する全ての事務の取りまとめを担当する部署ではなく、評価対象の事務に知見を有し、実際に評価を実施する部署です。複数の部署が共同で評価を実施する場合は、複数の部署の名称、所属長の役職名を記載してください。

評価実施機関（評価対象の事務について評価の実施が義務付けられる者）が複数存在し、取りまとめの評価実施機関が評価書を作成・提出する場合に、取りまとめ以外の全ての評価実施機関の名称を記載してください。

特定個人情報に関する開示・訂正・利用停止請求を受理する部署の名称、住所、電話番号等を記載してください。

特定個人情報ファイルの取扱いに関して問合せをする際の連絡先の部署の名称、住所、電話番号等を記載してください。

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か		
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か		
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

← 評価対象の事務の対象人数を選択してください。また、対象人数がいつ時点の計数が記載してください。
ただし、評価の実施が義務付けられない事務について、任意で評価を行う場合、対象人数が1,000人以上であっても、「1,000人未満(任意実施)」を選択してください。

← 評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う評価実施機関の従業者及び委託先の従業者の人数の総数を選択してください。また、取扱者数がいつの時点の計数が記載してください。

← ・過去1年以内に、評価実施機関において(評価対象の事務においてではないことにご注意ください。)、特定個人情報に関する重大事故が発生したかどうかを選択してください。1年以上前に発生した重大事故であっても、過去1年以内に評価実施機関がその発生を知った場合は、発生したことになります。
・ここでのいう重大事故とは、評価実施機関が法令に基づく安全管理措置義務を負う特定個人情報を漏えい、滅失又は毀損した場合であって、故意による又は特定個人情報の本人(評価実施機関の従業者を除く。)の数が101人以上のものをいいます。ただし、配送事故等のうち評価実施機関の責めに帰さない事由によるものは除きます。

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

← ・上記Ⅱ 1. から3. までを選択すると、指針第5の2に定めるしきい値判断に当てはめた結果が、自動表示されます。
・結果は下のいずれかとなりますが、いずれの場合も、しきい値判断で実施が義務付けられていない評価を追加的に任意で実施することができます。
 －基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる
 －基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる
 －基礎項目評価の実施が義務付けられる
 －特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			・IVは、評価対象の事務における特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおいて想定されるリスクへの対策について記載するものです。例示されている各リスクにどのように対応しているかを確認することで、十分なリスク対策が実施されているかを検討します。 ・しきい値判断で評価の実施が義務付けられ、提出した評価書の種類を選択してください。ただし、基礎項目評価書のみを任意で提出する場合は「1)基礎項目評価書」を、重点項目評価書又は全項目評価書を任意で提出する場合は、任意で提出される評価書名が含まれる選択肢を選択してください。
[]			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	特定個人情報の目的外の入手が行われるリスクに対する措置について、その内容を確認し、実施状況を選択してください。
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	特定個人情報の使用目的を超えた取扱いや事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクに対する措置(評価対象の事務に必要な者の個人番号にアクセスできないようにする等)について、その内容を確認し、実施状況を選択してください。
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクに対する措置(ユーザ認証の管理等)について、その内容を確認し、実施状況を選択してください。
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	特定個人情報ファイルの取扱いを委託しない場合は「委託しない」を選択し、4. の評価は不要です。
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	委託先における不正な使用等のリスクに対する措置(委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに關しての規定や再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保等)について、その内容を確認し、実施状況を選択してください。 ※「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」において「委託しない」を選択した場合、この項目の評価は不要です。
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	特定個人情報の提供・移転をしない場合は「提供・移転しない」を選択し、5. の評価は不要です。
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	特定個人情報の不正な提供・移転が行われるリスクに対する措置(提供・移転に関するルールを定める等)について、その内容を確認し、実施状況を選択してください。 ※「5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)」において「提供・移転しない」を選択した場合、この項目の評価は不要です。
特定個人情報の入手のために情報提供ネットワークシステムに接続しない場合は「接続しない(入手)」を、特定個人情報の提供のために情報提供ネットワークシステムに接続しない場合は「接続しない(提供)」を選択してください。 ※情報提供ネットワークシステム・中間サーバーを通じた特定個人情報の入手又は提供に関するリスク対策を評価するための項目です。			
特定個人情報の目的外の入手が行われるリスクに対する措置について、その内容を確認し、実施状況を選択してください。 ※情報提供ネットワークシステム・中間サーバーのアプリケーション仕様等は、関係省庁等から送付されているこの項目の選択に必要な情報を踏まえて、選択してください。 ※「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」において「接続しない(入手)」を選択した場合、この項目の評価は不要です。			
特定個人情報の不正な提供が行われるリスクに対する措置について、その内容を確認し、実施状況を選択してください。 ※情報提供ネットワークシステム・中間サーバーのアプリケーション仕様等は、関係省庁等から送付されているこの項目の選択に必要な情報を踏まえて、選択してください。 ※「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」において「接続しない(提供)」を選択した場合、この項目の評価は不要です。			

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する措置（事故発生時手順の策定・周知等）について、その内容を確認し、実施状況を選択してください。

評価の実施を担当する部署自らによる自己点検、評価実施機関内の内部監査又は外部の第三者による監査を実施している場合には、それぞれ選択してください。

特定個人情報の安全管理を図るための、特定個人情報を取り扱う従業員への教育・啓発の実施状況について選択してください。

評価の再実施又は評価書の修正に伴い、評価書の記載を変更し、提出・公表する際に記載してください(特定個人情報ファイルの新規保有時に提出・公表する評価書では記載しません。)

6